

特集「緊急資金繰り対策」

経営：「家賃支援給付金を活用しよう！」

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が急減しているテナント事業者に対して、「家賃支援給付金」が最大で法人に月 100 万円、個人に月 50 万円が 6 か月分支給されます。対象は、令和 2 年 5 月～12 月における売上の減少が次のいずれかに該当する事業者です。

1 か月の売上が前年同月比で 50%以上減少している

連続する 3 か月の売上が前年同期比で 30%以上減少している

また、新型コロナウイルス感染症の影響で家賃の支払いが困難なテナント事業者を支援するために家賃の減額に応じた不動産オーナーについては、減額分が税務上は寄附金とはなりません。

金融：「新規・つなぎ融資、借換えの際の留意点」

金融庁や中小企業庁は、金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で資金繰りに窮する事業者への迅速かつ柔軟な対応を要請しています。

金融機関の融資判断においては、融資した資金が事業に正しく使われ、確実に返済されるかを重視します。したがって、スムーズな融資のためには、経営者が事業の状況と資金使途を説明するとともに、月次決算に基づいた直近の試算表、資金繰り表、経営計画が重要なことに変わりはありません。

税務：「助成金や給付金に税金はかかるのか？」

国や地方自治体から助成金や給付金を受ける場合は、課税の有無や計上時期に注意しましょう。法人が受け取った助成金等は雑収入として法人税が課税されますが、消費税は課税されません。個人が受け取った助成金等は、法令によって非課税になるもの（例：特別定額給付金）以外は、所得税の課税対象（事業所得等、一時所得、雑所得のいずれか）になります。

一般に、助成金等は「申請 支給決定 入金」の流れで支給されますが、収益の計上時期は、入金時ではなく、支給決定時になります。支給決定と入金が決算期をまたぐ場合は、期末に「未収入金」として計上する必要があります。

（以上の記事について詳細を知りたい事業者の方には「事務所通信」を送らせていただきます）